

滝上町空家等対策計画

滝上町所有者不明土地対策計画

令和6年3月

滝 上 町

■目 次

第1章 空家等対策計画の趣旨

- 1. 背景 1
- 2. 計画の位置づけ 1

第2章 空家等の現状

- 1. 滝上町の空家等の現状 2
- 2. 滝上町の人口の現状 2
- 3. 空家等における課題 4

第3章 空家等対策における施策

- 1. 対策に関する基本的な方針 5
- 2. 計画期間 6
- 3. 計画対象 6
- 4. 対象とする空家等の種類 6
- 5. 空家等の調査 6
- 6. 空家等の適切な管理の促進 7
- 7. 空家等及び跡地の利活用の促進 8
- 8. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置等及びその他の対処 9
- 9. 空家等対策の実施体制 11
- 10. 住民等からの空家等に関する相談への対応 13
- 11. その他空家等対策の実施に関する必要な事項 13

第4章 所有者不明土地対策（所有者不明土地対策計画）

- 1. 計画の趣旨、位置付け 14
- 2. 所有者不明土地等の現状と課題 14
- 3. 所有者不明土地等対策に関する基本的な方針 14
- 4. 計画の対象 15
- 5. 計画期間 15
- 6. 所有者不明土地等対策の具体的な取組 15
- 7. 所有者不明土地等対策の実施体制 17
- 8. その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項 17

別添資料

- 1. 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2. 行政代執行法
- 3. 市町村による特定空家の判断の手引き

第1章 空家等対策計画の趣旨

1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加しています。本町においても多数の空家等があり、今後も空家等は増加すると考えられます。空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われなまま放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められます。

国はこの空家問題の抜本的な解決策として、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）を施行し、また、北海道はこの施行に合わせて「空家対策連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置し、道、道内全市町村及び関係団体が一体となって空家等の対策を総合的に推進していくこととしました。

さらに令和5年6月に、除却などのさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や、適切な管理を総合的に強化するための法改正が行われました。

2. 計画の位置づけ

この「滝上町空家等対策計画」（以下、「空家等対策計画」という。）は、法第7条第1項に規定する「空家対策計画」であり、法第6条に規定する基本指針に即して定めるもので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために策定するものです。したがって本町の空家等対策の基礎となるものです。

なお、計画の推進にあたっては「滝上町総合計画」、「滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及びその他関連計画・施策との整合を図るものとします。

第2章 空家等の現状

1. 滝上町の空家等の状況

本町の空家等の現状については、下記の令和5年度に実施した市街地における現地調査結果のとおりです。

近年、町の「まち並み整備事業」等の推進により空家等の除却は進んでいますが、その一方で毎年新たな空家等が発生しており、空家等の合計数はこれまで把握していた令和元年10月現在の91件よりも大幅に増加しており、所有者の特定、空家等の利活用の意向把握、空家等の除却といった対策の必要性が以前にも増して高まっています。

表1. 町内の地区別空家等数

地区名	空家等数	地区名	空家等数
元町	24	あけぼの町	13
幸町	28	新町	23
栄町	25	濁川中央	25
旭町	27	濁川みどり町	29
滝美町	12	合計	206

(令和5年11月現在)

2. 滝上町の人口の現状

本町の人口は、昭和36年の14,214人（住民基本台帳）をピークにその後一貫して人口が減少し、令和6年2月末日現在では2,275人となっています。

世帯数も同様に減少を続けており、令和6年2月末日現在では1,269世帯（住民基本台帳）となっており、1世帯あたり人員も1.8人/世帯となっています。

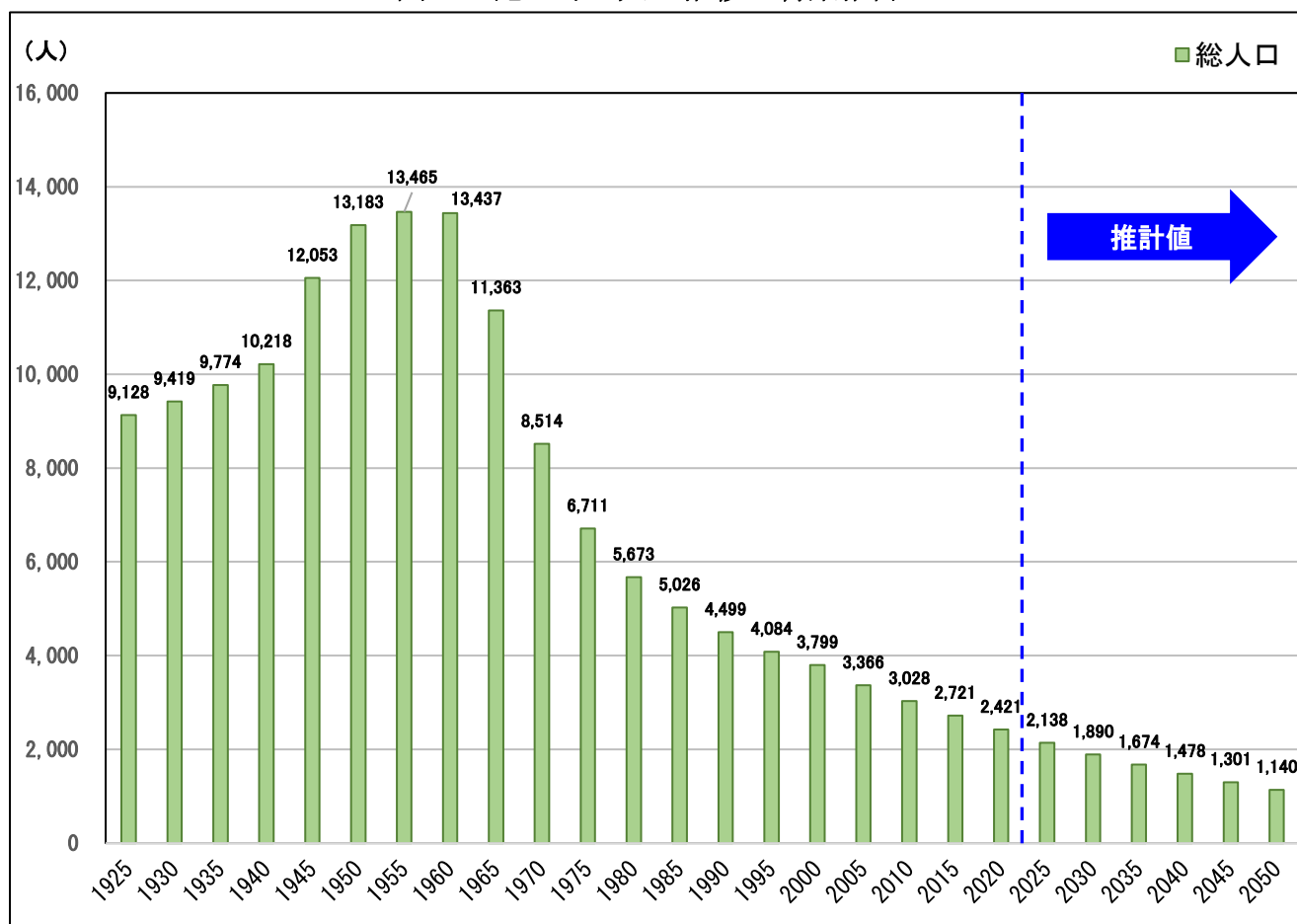
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少が続き、2030年（令和12年）には1,890人と2千人を割り込み、2045年（令和27年）には1,301人になると推計されています。

本町の国勢調査における人口推移及び、人口の将来推計は次のとおりです。

表 2. 国勢調査における滝上町の人口推移

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総 数	3,799 人	3,366 人	3,028 人	2,721 人	2,421 人
0 歳～14 歳	436 人	341 人	269 人	299 人	202 人
15 歳～64 歳	2,205 人	1,805 人	1,593 人	1,362 人	1,135 人
うち 15 歳～29 歳 (a)	422 人	318 人	266 人	230 人	201 人
65 歳以上 (b)	1,158 人	1,220 人	1,166 人	1,120 人	1,084 人
若年者比率 (a / 総数)	11.1%	9.4%	8.8%	8.5%	8.3%
高齢者比率 (b / 総数)	30.5%	36.3%	38.5%	41.2%	44.8%

図 1. 滝上町の人口推移と将来推計



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計(令和5年)」

3. 空家等における課題

本町における空家等の状況や将来人口の見通しを踏まえた空家等対策の課題は次のとおりです。

(1) 空家等の発生を抑制する取組み

空家等が発生する要因である人口減少や少子高齢化は、本町でも進展しており、住宅の老朽化の進行により高齢者が公営住宅等に転居して空家になるケースも目立ってきています。

空家等の増加は、地域の魅力を失わせ、居住者の減少を招くことなどの問題を引き起こし、空家等の発生をできるだけ抑制する取組みが必要となっています。

(2) 適正な管理を促す取組み

空家等となっても、適切な維持管理が行われていれば直ちに問題となることはなく、その後の利活用にもつながるため、所有者に適正な管理を促す取組みが必要です。

(3) 空家等を利活用する取組み

物件によっては利用可能な空家等があると考えられることから、このような空家等の利活用を促す取組みが必要である。

(4) 空家等の管理状況を改善する取組み

管理が十分になされておらず、老朽化の進行や近隣地域への影響など、何らかの問題が予見される空家等については、その状況を改善し、特定空家等となることを防ぐ取組みが必要です。

(5) 特定空家等に対する取組み

近隣地域の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等については、法律や関係法令等に基づき適切な措置を行い、所有者に強く働きかける取組みが必要です。

第3章 空家等対策における施策

1. 対策に関する基本的な方針

本町における空家等対策は、これまでに述べた空家等の状況や課題を踏まえ、以下の3項目の基本方針のもと各施策を進めることとし、最終的には所有者による自発的な取組みを促すこととします。

3つの基本的な方針

一 空家等の発生予防及び適正管理の推進

新たな空家等の発生をできるだけ抑制するとともに、空家等対策の基本として、所有者への適正管理等の働きかけを推進する。

二 利活用の推進

利用可能な空家等の有効活用を図るため、利活用の支援を推進する。

三 特定空家等の問題解決

周辺環境への悪影響を解消するために、いわゆる特定空家等に対し、問題解決に向けた取組みを推進する。

(1) 所有者等の意識の醸成

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提となります。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であり、また、相続、転勤等により全ての人々が空家等の所有者等となる可能性があることを周知することも重要です。

このため、広く所有者等に対して啓発を行い、空家等問題に対する意識の醸成を行います。

(2) 特定空家等の取組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性、雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあるため、優先的に取り組んでいくこととします。

(3) 住民からの相談に対する取組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために窓口を一本化し、相談体制の整備に努めます。

2. 計画期間

本計画による空家等対策の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、町内の空家等の状況や社会情勢等の変化などに応じて見直していくものとしします。

3. 計画対象

本計画の対象地域は滝上町内全域とします。

また、空家率が高く周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている濁川地区については、優先的に対策を進める必要があることから重点対象地区に定めます。

4. 対象とする空家等の種類

空家等の定義は法第2条第1項及び第2項のとおりとし、本計画の対象とする空家等の種類は、空住宅や空店舗などを含む全ての「空家等」とします。

5. 空家等の調査

(1) 空家等調査方法

住民票、水道の使用量、建築物への人の出入り状況、周辺住民のヒアリングなどにより空家等を特定します。

特定した空家等については、登記情報、建築確認申請情報、戸籍情報、固定資産税の課税情報及び近隣住民からの情報収集等により所有者等を特定し、空家等の所有者等に通知を行い確定します。

(2) 実態調査

- ① 空家等の所在及び当該空家等の所有者等及び空家等の状態等を把握するため、職員又は町長が委託した者等（以下「職員等」という。）により実態調査を実施します。

調査は随時必要に応じて行い、町内会や地域住民等と連携し、継続的な把握と必要な補正を行います。

- ② 特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、職員等の訪問等による聞き取り、アンケート等の送付により意向確認を行います。

アンケート等の送付は、個別に行う他、固定資産税の納税通知書など定期的な通知等を活用して行います。

③ 職員等は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等に、空家等の敷地内において立入調査を行います。

なお、立入調査を行う場合は、その5日前までに所有者に対して文書で通知を行います。（通知が困難な場合は除く。）

(3) 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策に必要な情報に関するデータベースを整備し、空家等対策所管係（まちづくり推進課まちづくり推進係）において管理するとともに、データベースの情報は庁内関係課係で共有することとします。

なお、データベースの情報は以下のとおりとします。

- ① 基本情報（所在地、建物種類、階数、構造等）
- ② 現地調査情報（老朽度、周辺への影響、維持管理の状態）
- ③ 所有者特定情報（土地及び建物所有者等の住所・連絡先等）
- ④ 所有者の意向調査結果
- ⑤ 情報提供等の履歴
- ⑥ 助言や指導等の履歴

(4) 所有者等が特定できない場合

① 所有者不明（相続放棄含む）の確認

次の調査・確認を行い適切な対応に繋がります。

ア 法定相続各人に対し相続放棄の事実に関する調査

イ 法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は所有者等不明の空家等としてデータベースに登録

② 所有者等所在不明の確認

所有者等確認のため送付した郵便物が返送された場合は、送付先の市町村に住民票の閲覧請求を行う等調査を行った後、なおも所在が不明な場合には、「過失なく所有者等を特定できないもの」と判断し、データベースに登録します。

6. 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適正な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則です。このことを所有者等に啓発するため、以下の取組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止します。

(1) 所有者等への情報提供

① 所有者等への啓発

町ホームページ等への適正管理に関する情報掲載を通じ、空家等への適正な管理について、所有者等への啓発に努めます。

② 所有者等への空家等対策に関する情報提供

広報誌、ホームページ、納税通知書など、町からの文書通知書を活用し、空家等の所有者等に対して以下の情報提供を行います。

ア 相談窓口の案内

イ まち並み整備事業補助制度

(2) 相談体制の整備等

空家等に係る問題は多岐にわたることから、相談窓口を、まちづくり推進課まちづくり推進係内に設置し、道、関係団体、庁内関係課係等と連携した相談体制の整備を行います。

7. 空家等及び跡地の利活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、利活用の提案や町内会等の地域の関係先との連携による活用などに努めます。

(1) 利活用可能な空家等及び跡地の情報提供と柔軟な対応の検討

所有者等の同意を得た上で、町内の空家等に関するデータベースを作成し、空家等取得希望者に情報提供を行い、利活用の企画、提案等を実施します。

また、移住対策としての「ちょっと暮らし住宅」等への活用の他、跡地の地域防災への活用、地域の雪捨て場や駐車場などへの利活用など、利活用に向けた柔軟な対応を検討します。

(2) 補助金の活用促進

空家等対策を行うにあたり、国及び北海道の補助金を積極的に活用し、空家等の解消を推進します。

(3) 関係法令等の遵守

空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防

法、旅館業法等の関係法令等を遵守するため、関係機関等と協議を行うこととします。

8. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置等及びその他の対処

管理不全空家等は、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれがあるため、所有者に対して「指導」（法第13条第1項）の他、指導してもなお状態が改善されない場合には「勧告」（法第13条第2項）といった、法令に基づいた必要な措置を段階的に講じることとします。

特定空家等は、法第2条第2項に定義するとおり、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、健全な生活環境の保全を図るため、所有者に対して必要な措置である「助言・指導・勧告・命令（法第22条第1項～第3項）」を講じることとします。

管理不全空家等及び特定空家等の判断については、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」及び「市町村による特定空家の判断の手引き」等に基づき町長が行うこととします。

なお、特定空家等以外で悪影響を与える恐れのある空家等又は法による指導が困難である空家等については、関係機関等と連携しながら指導等の実施を検討します。

（1）措置の方針

① 措置の優先

特定空家等のうち、周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行うものとします。

② 措置内容の検討

- ア 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において立ち入り調査を実施し、建築物の状況を把握します。
- イ 調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ、所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討します。
- ウ 措置の内容については、必要に応じて各関係機関等と情報共有します。

(2) 措置の実施

① 助言・指導

町長は、8 (1) ②で検討した措置の内容を講ずるよう、助言・指導を行います。

② 勧告

町長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行います。

勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなることから、税担当部局と十分打ち合わせを行うとともに、所有者等にもその旨を通知するものとします。

③ 命令

町長は、勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認められた場合は、所有者等に対して相当な猶予期間を定めて勧告の措置を講ずるよう命ずることとします。

町長は、命令をする場合においては、法第22条第4項から第8項及び第11項から第15項までの規定に基づき実施します。

④ 行政代執行

町長は、命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行うこととします。

なお、所有者等が確定できない場合は、法第22条第10項の規定に基づき実施することとします。

(3) その他の対処

災害その他非常の場合において、トタン等の飛散及び倒壊のおそれがあり、周辺住民への影響が明らかな場合は、法第22条第11項の規定に基づき応急の措置を実施します。

9. 空家等対策の実施体制

(1) 庁内の組織体制及び役割

庁内における本計画の推進及び空家等対策実施体制は次のとおりとします。

表3. 庁内関係課及びその役割

課名	役割
まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の調査・空家等の適切な管理の促進・空家等及び跡地の利活用促進・滝上町空家等対策委員会及びその他関係機関等との連絡調整・その他の施策全般
住民生活課	<ul style="list-style-type: none">・災害対策及び災害時の応急措置等・法第10条第1項の規定に基づいた固定資産税台帳等の情報を提供・固定資産税等の住宅用地特例に対する対応・防犯に関すること・鳥獣害・害虫に関すること・ごみ等の放置、不法投棄に関すること
農林建設課 (建設担当)	<ul style="list-style-type: none">・措置及び対処の実施・道路安全確保に関すること・建築技術に関すること
保健福祉課 (福祉担当)	<ul style="list-style-type: none">・高齢者等住み替え支援・独居世帯等の見守りに伴う現住居の維持保全
教育委員会生涯教育課 (総務学校教育担当)	<ul style="list-style-type: none">・通学路の安全確保・その他児童及び生徒に対する危険防止
紋別地区消防組合 滝上支署	<ul style="list-style-type: none">・火災予防・緊急安全措置

(2) 滝上町空家等対策委員会

① 趣旨

法において計画の作成及び変更並びに実施は市町村の判断の下で行われるものとされており、協議会を設置するかどうかについても市町村の判断に委ねられていることから、本町では庁内において協議会に代わる滝上町空家等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、空家等施策に関する情報の共有や連携、協議を行うこととします。

② 所掌事務

対策委員会の所掌事務は次のとおりです。

- ア 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議
- イ 空家等の適正な管理及び利活用に関する事項に関する協議
- ウ 特定空家等の措置に関する協議
- エ その他、町長が空家等対策の執行に関し必要とする事項

③ 組織

対策委員会は副町長のほか、住民生活課長、農林建設課長（建設担当課長）、保健福祉課長（福祉担当課長）、生涯教育課長（総務学校教育担当課長）、消防支署長をもって組織します。

また、対策委員会に委員長を置き副町長を充てることとします。

④ 事務局

対策委員会の事務局は、まちづくり推進課まちづくり推進係に設置します。

(3) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、必要に応じて関係機関等との連携及び協力のもと空家等対策を実施します。

① 警察

危険回避のための対応等

② 紋別地区消防組合

災害対策、災害時の応急措置等

③ 建設業者

空家等の解体、改修の相談及び対応

④ 各町内会

空家等情報の提供、跡地の利活用等

⑤ 弁護士

空家等に関する相続、特定空家等に関する協議等、法律問題全般

10. 住民等からの空家等に関する相談への対応

相談を受けた際には、対策委員会及び関係機関等と連携、相談、記録し共有の上対応します。また、経過等についても共有することとします。

11. その他空家等対策の実施に関する必要な事項

(1) 他法令との連携

空家等の対策は、法に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲内においても、適正に管理されていない空家等に対する必要な措置を検討することとします。

(2) 計画の変更

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正等必要に応じて随時変更することとします。

なお、重大な内容又は地域への影響が大きな変更をする場合は、対策委員会で協議を行い、意見を求めることとします。

第4章 所有者不明土地対策（所有者不明土地対策計画）

1. 計画の趣旨、位置付け

近年、空き家の増加とともに、適切な管理が行われずに周辺地域に悪影響を与えるものが増えています。特に、不動産登記情報で所有者が分からない、いわゆる所有者不明土地は管理不全状態になりやすいことから管理の適正化と利用の円滑化は課題となっています。

これらの土地は地域の活性化や各種事業の支障になるほか、適正な管理が実施されないことで、住民の安全安心な生活、景観保全、防災・減災、土地利用等において、問題を生じさせるおそれがあります。

このため、本町では、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地・低未利用土地・空き地（以下、「所有者不明土地等」という。）について、空き家等とともに総合的かつ計画的に対策を講じていくため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画及び「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第45条第1項に規定する所有者不明土地対策計画を兼ね、「所有者不明土地対策計画」を本章において定めます。

2. 所有者不明土地等の現状と課題

近年、空き家とともに、土地についても相続がされず放置されている、所有者の管理意識の希薄化により適切に管理又は利用されていない空き地が増加しており、中には、公簿情報等を参照しても所有者がただちに判明しない、又は連絡がつかない所有者不明土地も見受けられるようになっていきます。

これらの土地は、長期間管理がされないことによって廃棄物の放置や土砂の流出等のおそれもあり、管理の適正化と利用の円滑化を図っていくことが重要です。

3. 所有者不明土地等対策に関する基本的な方針

本町では、人口減少等に伴う空き地の増加も課題となっており、移住定住施策の推進、住民の生活環境の保全、まちの景観保全を目的とした施策を円滑に推進するため、町内にある低未利用土地、特に公簿情報等を参照しても所有者が直ち

に判明しない、又は連絡がつかない土地や雑草雑木の繁茂が問題となっている土地について、次の取組みを行います。

- (1) 適切に管理されず生活環境や景観保全に悪影響を及ぼす所有者不明土地等の適切な維持管理
- (2) 市街地域にある所有者不明土地等の利活用の促進
- (3) 所有者不明土地等を含めた土地の適切な管理に資する地籍調査の推進

4. 計画の対象

本計画で対象とする地域は、次表のとおり、移住定住施策の推進、住民の生活環境の保全、まちの景観保全等の対策が特に必要な市街地とし、詳細な対象区域は別紙「所有者不明対策計画対象区域図」のとおりとします。

また、本計画において対象とする土地は、所有者不明土地法第2条第1項に規定する所有者不明土地、土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地とします。

計画対象地域	元町、幸町、栄町、旭町、滝美町、あけぼの町、新町、濁川中央、濁川みどり町
--------	--------------------------------------

5. 計画期間

本計画の計画期間は、空家等対策計画と関連させるため、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

6. 所有者不明土地等対策の具体的な取組

本町では、「4 計画対象地域」に掲げる市街地域の所有者不明土地等の利活用を行うにあたり、国の補助制度を活用して、所有者の探索や地籍調査などを行います。

また、滝上町総合計画を上位計画とし、過疎地域持続的発展計画等の関連計画と連携を図りながら所有者不明土地等対策に取り組めます。

(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

所有者不明土地等がもたらす課題や、これらの土地の利用の円滑化等に向けた取組を紹介する資料を作成し、町のホームページや広報に掲載する他、庁舎の窓口に設置するなどして、普及啓発に取り組むこととします。

① 土地の適正な管理や利活用の啓発資料の作成及び配布

土地の所有者であっても、関係法令や所有者としての責務について知識が無い場合が多く、土地の適切な管理及び利用において、まずは所有者自身で土地の管理に対する認識、意識を持ってもらう必要があります。そのため、土地所有者の管理責務や関係法令に関する啓発資料を作成し、周知を図ります。

② 町のホームページや広報を通じた土地の適正な管理等の呼びかけ

空き地については、本来、所有者が自ら適切に管理する責務を有することから、所有者に対して、適切な管理を促すことが重要です。空き地が適切に管理されず放置された場合、周辺環境に悪影響を与えるおそれがあるため、ホームページの充実や広報誌の活用により、空き地に対する市民の問題意識を高め、空き地の発生予防や適正な管理の促進を図ります。

(2) 所有者不明土地等に関する対策に向けた具体的な取組

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適切な管理を促すとともに、国の補助制度を活用して、土地の所有者探索や地籍調査などにより、土地の利活用を阻害する状態の解消を図ります。

また、所有者不明土地等の利活用に係る相談対応に努めます。

① 土地の適切な管理又は活用を目的とした所有者探索

管理不全所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく悪化させるおそれがある場合や、所有者不明土地の有効活用を図る場合において、所有者不明土地法第42条に規定する民法に基づく手続き等を行い、対策を講じます。

② 土地の適切な管理を目的とした地籍調査（再調査）

土地境界をめぐるトラブルを未然に防止し、課税の適正化や公平性を維持しながら土地の流動化と有効活用や、災害復旧、復興を円滑に進めるため地籍調査（再調査）を進め、土地境界と土地所有者を明確にしていくことが土地を管理していく上で重要であり、今後の住民生活と産業基盤づくりに寄与していきます。

7. 所有者不明土地等対策の実施体制

所有者不明土地等対策には、市内の多岐にわたる課係が関係することから、市内での情報共有等を図るとともに、土地所有者等関連情報の内部利用等の円滑化を図ることとします。

業務内容	担当課係
土地の適正利用に関すること	まちづくり推進課まちづくり推進係
低未利用地の利活用に関すること	まちづくり推進課まちづくり推進係
空き家の適正管理・利活用に関すること	まちづくり推進課まちづくり推進係
所有者の探索に関すること	まちづくり推進課まちづくり推進係 住民生活課税務係 " 戸籍係 地籍担当課地籍係
地籍調査に関すること	地籍担当課地籍係

8. その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、空家等対策計画と連動して見直しを行うこととします。

所有者不明対策計画対象区域図

